

令和8年度(2026年度) 高等専門学校専攻科(留学生含)奨学生募集要項

公益財団法人 ウ シ オ 財 団

1 趣 旨

本財団の奨学金事業は、研究意欲旺盛で確固たる意志をもって学業につき、品行方正、学業優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な学生に対して奨学資金を援助し、もって社会に有益な人材を育成することを目的とします。

2 特 徴

この奨学金の特徴は次の通りです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

但し、独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金、ならびに研究に直接関係する経費に限定された研究助成との併給は可能です。

3 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなければなりません。

(1) 資格

- ① 高等専門学校専攻科に在学している者、又は高等専門学校5年生に在学し、翌年専攻科に入学を希望する者。
- ② 令和8年4月1日現在、満30歳以下の者。
- ③ 留学生については次の(ア)から(ウ)の条件も満たすこと。
 - (ア)「留学：College Student」の資格で日本に在留し、申込日現在、日本国内の高等専門学校に留学している者。
 - (イ)私費留学生であること(国費留学生を除く)。
 - (ウ)留学生として日本語に支障のない者。
- ④ 品行方正、学業優秀でありながら、学費の支弁が困難な者。
- ⑤ 在学学校長の推薦を受けた者。

(2) 人物

健康で、向学心にとみ、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

(3) 家計 学費の支弁が困難な者。

(所得証明書等により各学校で確認してください。)

*家族の収入は、奨学生願書の家族状況年収(税込み)欄に明記ください。

(4) 学力

学業優秀にして在学学校長の推薦を受けた者。

(5) 家庭の教育に対する関心度

家庭、特に保護者が、本人の教育に対して十分な関心と理解を持っており、学業なかにして不本意ながら退学するような懸念のない者。

4 採用人員

2026年度 10名 内訳：予約選考5名、在学選考5名（日本人4名、留学生1名）
本来予約選考の留学生1名の推薦がなかったため
今年度推薦をお受けいたします。

2027年度 6名 内訳：予約選考6名（日本人5名、留学生1名）

5 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額 月額 6万円

(2) 給与の期間

奨学生に採用した年の4月から遡って支給し、正規の最短修業年限の終期迄。

(3) 給与の方法

奨学金は、原則として毎月当月分を直接本人に給与します。

(毎月一定日に、本人名義の預金口座に入金します。)

6 奨学金の休止、停止又は廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学金の給与を休止、停止、又は廃止することがあります。

- (1) 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (3) 奨学生の学業成績、又は性行が不良となったとき。
- (4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (6) 在 school で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 下記 9 奨学生の義務に反するとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7 推薦手続

(1) 提出書類

以下の書類を在 school を通じ、国立高等専門学校機構理事長宛にご提出ください。

① 2026年度予約選考及び2026年度在学選考

- (ア) 奨学生願書〔本財団指定用紙に本人が記入。緊急連絡先は原則として父母兄弟等で成人を選定のこと。留学生は指導教授等、日本在住の成人を選定のこと。
(友人は原則不可)〕

- (イ) 奨学生推薦書〔本財団指定用紙に指導教授が推薦理由を記入のうえ、在学学校長の推薦を受けること。〕
- (ウ) 前年度の成績証明書
- (エ) 在留カード（裏面に住所記載があること）裏表コピーまたは住民票（留学生のみ）

② 2027年度予約選考

- (ア) 予約選考推薦書（国立高等専門学校機構が定める様式）
- (イ) 予約選考志望者推薦調書（国立高等専門学校機構が定める様式）

(2) 提出期限

別途、高専機構本部からの通知を参照してください。

8 決定及び通知

- (1) 国立高等専門学校機構より推薦された奨学生候補者は、本財団奨学生選考委員会で選考の上、理事会決議を経て決定し、その結果を書面により在学学校長及び本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書（別途送付）を理事長宛提出しなければなりません。

(2) 報告義務

奨学生は、毎月生活状況報告書（日本語）を、また、毎学年終了後には成績証明書を理事長宛提出する義務があります。

なお、財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく納期までに提出しなければなりません。

(3) 出席義務

奨学生のために行う本財団の各行事等については積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努める義務があります。

(4) 遵守義務

本財団の奨学金給与規程その他の規程を守り、本財団ならびに在学校の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

以上